

延岡市木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業実施要綱

平成20年12月17日

改正 平成23年7月1日

改正 平成26年4月1日

改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、市民が安心して相談できる環境を整備し、住宅の耐震対策を支援することにより、地震による倒壊等の被害から市民の安全・安心を確保し、もって、地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的として、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う木造住宅耐震診断アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧耐震基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、現に完成しているものをいう。ただし、国、県その他の公的機関が所有するものを除く。
- (2) 耐震診断士 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3の規定により宮崎県知事(以下「知事」という。)が登録した建築士事務所に所属する建築士で、知事が行う木造住宅耐震診断士養成講習会を受講し、知事が登録した者をいう。
- (3) 木造住宅耐震診断アドバイザー 旧耐震基準木造住宅の耐震診断前後の相談及び説明又は地域での耐震診断の普及活動を行う耐震診断士(以下「アドバイザー」という。)をいう。

(派遣の対象者)

第3条 派遣の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 延岡市内に旧耐震基準木造住宅を所有、管理又は使用している者。
 - (2) 耐震化の普及活動であって地域、民間事業者、行政機関等が開催する行事等で市長が適当と認めるものの主催者
- 2 前項の規定に関わらず派遣対象者が、延岡市暴力団排除条例第2条第1項第2号及び第3号に該当する場合は、派遣の対象としないものとする。

(事業の委託)

第4条 アドバイザーの派遣の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この事業は、市長が耐震診断士に委託して行うものとする。
- (2) 派遣できる回数は1建築物につき2回を限度とする。また、1回の派遣は、午

前9時から午後9時までのうち、2時間程度とする。

(派遣の申請)

第5条 アドバイザーの派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震診断アドバイザー派遣申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 第3条第2項の規定に該当しないことを証明する誓約書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(派遣の決定)

第6条 市長は、アドバイザーの派遣を決定したときは、木造住宅耐震診断アドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 決定を受けた者は、第5条による申請の内容に変更があったときは、速やかに、木造住宅耐震診断アドバイザー派遣変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(派遣決定の取消し等)

第8条 市長は、決定を受けた者が申請した内容と異なる目的でアドバイザーの派遣を受けようとしたときは、アドバイザーの派遣の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定によりアドバイザーの派遣の決定を取り消したときは、木造住宅耐震診断アドバイザー派遣取消通知書（様式第4号）により決定を受けた者に通知する。

(結果報告)

第9条 アドバイザーは、派遣が終わった後、速やかに木造住宅耐震診断アドバイザー派遣結果報告書（様式第5号）を提出すること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの派遣について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月17日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用

する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の予算に係る事業から適用する。

木造住宅耐震診断アドバイザー派遣申請書

延岡市長

〔 団体にあつては、代表者の住所、氏名
及び連絡先を記入してください。 〕

対象住宅	住宅の所在地							
	住宅の規模	構造						
		階数						
		延べ面積						
		建築年						
対象住宅と申請者の関係								
アドバイザーの派遣の目的		☐ 耐震診断 ☐ 耐震改修 ☐ その他（ ）						
派遣希望日時		年 月 日 時 分から 時 分まで						
派遣希望先								

- (1) 対象住宅の案内図
- (2) 誓約書（別紙様式第1号）
- (3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

年 月 日

延岡市長

住 所

（フリガナ）

氏 名

生年月日

年 月 日

誓 約 書

当方は、木造住宅耐震化促進事業に係る事業の各種申請を行うにあたり、下記のとおり申告し、及び誓約します。

この申告が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、延岡市が当方の個人情報を宮崎県警察本部に提供し、照会すること及び当該照会に関する回答として、関係する個人情報の提供を受けることについて同意します。

記

1. 当方（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する営業所の代表者、団体である場合にはその代表者又は理事をいう。以下同じ。）は、暴力団員（延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団関係者（条例第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）ではありません。
2. 当方は、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員、暴力団関係者が経営し、又は経営に実質的に関与していません。
3. 当方は、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員、暴力団関係者を利用していません。
4. 当方は、暴力団又は暴力団員、暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していません。
5. 当方は、暴力団又は暴力団員、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していません。

様式第 2 号（第 6 条）

木造住宅耐震診断アドバイザー派遣決定通知書

様		延建指第		号
		年	月	日
		延岡市長		印
年 月 日付けで申請のありました木造住宅耐震診断アドバイザーの派遣について、次のとおり決定しましたので通知します。				
決定区分	☐ 派遣します ☐ 派遣しません (理由)			
派遣決定番号	第 号			
派遣する アドバイザー	氏名			
	事務所等 の所在地			
	連絡先の 電話番号			
派遣日時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
派遣先				
その他注意事項 等				

様式第 3 号（第 7 条）

木造住宅耐震診断アドバイザー派遣変更届出書

年 月 日 延岡市長 （申請者）住所..... 氏名..... 連絡先..... [団体にあっては、代表者の住所、氏名 及び連絡先を記入してください。] 木造住宅耐震診断アドバイザーの派遣の申請内容の変更について、次のとおり届け出ます。		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
添付書類等		

様式第 4 号（第 8 条）

木造住宅耐震診断アドバイザー派遣取消通知書

延建指第 号 年 月 日	
様	
延岡市長 印	
次のとおり、木造住宅耐震診断アドバイザーの派遣を取り消しましたので通知します。	
派遣決定番号	第 号
派遣決定年月日	年 月 日
取消年月日	年 月 日
取消理由	

様式第 5 号（第 9 条）

木造住宅耐震診断アドバイザー派遣結果報告書

延岡市長				年 月 日	
(木造住宅耐震診断アドバイザー)					
氏名					
氏名					
氏名					
木造住宅耐震診断アドバイザーの派遣の結果について、必要書類を添えて次のとおり報告します。					
派遣申請者名					
アドバイザー 対象住宅	住宅	(住 所)			
	規模	構造			
		階数			
		延べ面積			
		建築年			
派遣日時		年 月 日 時 分から 時 分まで			
派遣場所					
報告内容					

注 1 この申請書には会議録、参加者名簿、当日使用した資料等を添付してください。